

『文明十六年二月和漢千句』考——付、第五百韻・三つ物翻刻——

小山順子

はじめに

十五世紀後半、応仁・文明の乱が終わった後、禁裏では天皇を中心とした文学活動が活況を呈する。後土御門天皇の御世である。天皇の権威の失墜、経済的疲弊という状況とは裏腹に、文芸・学芸についていえば、めざましい隆盛であったのが後土御門天皇時代である。熱狂と表しても過言ではないほどに文芸を好んだ後土御門天皇であったが、特に熱中したのが、連歌・連句・和漢聯句といった連句文芸であった。

連歌が地下連歌から堂上へと、連句が五山禅林から宮中へと波及したという点で、連歌と連句は禁裏が主役とは言えない。しかし和漢聯句は、現存する作品も、ほとんどは禁裏及び公家社会で巻かれたものである。和漢聯句は、和句・漢句の作者を必要とする。和句だけであれば地下にも、漢句だけであれば禅林にも名手がいる。しかし和漢の双方に精通する高い教養は公家たちの独壇場であったし、和句・漢句のいずれかのみの名手が一堂に会して和漢聯句を巻くとしても、その場は禁裏周縁以外には得がたかったことが、禁裏周辺に作品が集中する理由である^(一)。その点で、和漢聯句とは禁裏においてこそ花開い

た文芸であるともいえるのである。

和漢聯句は、十三世紀後半に成立した『王沢不濁抄』に「連句連歌」として登場するが、現存する最古の作品は、貞和二年（一三四六）の『西芳精舎和漢聯句』である。その後も和漢聯句は巻かれ続け、一条兼良『連歌初学抄』（一四五二—一四五六成立）には「和漢篇」として和漢聯句の式目が定められている。足利義政周辺でも、寛正年間（一四六〇—一四六七）には和漢聯句が好まれていた^(二)。しかし、和漢聯句が盛んに巻かれ、禁裏における文芸の一角を担うようになったのは、後土御門天皇の時代である。禁裏では公家だけではなく五山禅僧も連なり、頻繁に和漢聯句が催された。和漢聯句の歴史において、後土御門天皇時代に大きな峰が存在するのは、禁裏と禅林との密な関わりが背景にある。

しかし和漢聯句の隆盛には、何よりも後土御門天皇の熱狂が大きく働いている。文明十一年（一四八〇）頃から後土御門天皇は、夥しい数の和漢聯句を巻いた^(三)。その中には、様々な趣向を凝らしたものがあり、そうした試みについては、朝倉尚氏^(四)が例を紹介している。たとえば、文明十一年閏九月十三日の和漢百韻は各句に名所と人名を詠み込むことを課したもの

であり、文明十八年「和漢狂句」は和漢俳諧の先蹤として注目されている。単に百韻を完成させるだけでなく、様々な試みを盛り込みながら、後土御門天皇は和漢聯句を楽しんだ。

そのような後土御門天皇禁裏の一連の和漢聯句における、最大規模の催しが、文明十六年（一四八四）二月二十三日から二十五日までの三日間をかけて巻かれた和漢千句である。和漢千句は、十六世紀後半になるとしばしば例を見いだすことができるが^(五)、文明十六年の和漢千句は、その濫觴となるものである。この文明十六年二月和漢千句（以下、本和漢千句）については、すでに齋藤清衛氏・朝倉尚氏・深沢眞二氏による紹介があるが^(六)、小稿では、成立や連衆など基本的な事項を整理した上で、本和漢千句の背景や意義を考察することを目的とする。

一、成立過程

まず和漢千句の興行の様子を、『実隆公記』を中心として、諸資料から追ってみよう。

企画について初めて記事が見えるのは、『実隆公記』二月五日条の「当番為^一第一請取^二早朝参内、於^三御^四千句和漢御会事大略被^五相^六定之、題、御人数以下事染筆了、午時退出、（下略）」である。題や連衆など、和漢千句についてのおおよそのことがこの時点で定められた。

なお『実隆公記』九月六日七日紙背文書は、各百韻の題と発句・入韻句・第三句の作者を記している。九月六日七日紙背文書を引用する（◇内は見せ消ち）。

第一鶯

御製 蘭坡 親王御方

第二残雪

伏見殿 御製 連輝

第三柳

権帥 万松 〈実隆〉 〈姉小路〉 〈梶井殿〉 伏見

第四紅梅

按察 海住山 〈承英^{実隆}〉

第五蕨

〈大蔵卿^{実隆}〉 承英 肖柏

第六春雨

姉小路 〈実隆^{大蔵卿}〉 〈承球^{上皇}〉

第七桜

肖柏 正彝 〈姉小路^{上皇}〉

第八燕

海住山々 和長 蘭坡

第九梨花

〈梶井殿^{実隆}〉 承球 御製

第十蛙

宮御方 連輝 万松

この記録には、以後に連衆として名の見えない梶井殿（堯胤法親王。伏見宮貞常親王の子、後花園天皇猶子）と大蔵卿（勸修寺経茂）、そして後述するように十三日出座を辞退している肖柏の名が見える。そのため、これが十三日以前の記録であることは確かだ、おそらくは『実隆公記』二月五日条の「題、御人数以下事染筆了」に該当するものと推測される。

二日後の七日にも、月次和漢聯句御会の後に、実隆は天皇か

らら漢千句についての話を聞いている。その後、十二日に実隆は親王御方月次連歌会の後に天皇から召され、和漢千句を告知することを仰せ下され、御前でその書状を書き退出した。

翌十三日、実隆は告知の書状を連衆へと送っている。帥（葉室教忠）・海住山（高清）・按察（甘露寺親長・姉小路（基綱）

・（東坊城）和長・源富仲・卜部兼致の名が見える。肖柏（もと送ったものの、「心気勞難治故障」のため辞退している。蘭坡も所労のために辞退を申し出たが、天皇は強く出座を要請した。甘露寺親長の『親長卿記』十三日条にも、二十三日より和漢千句を執り行うこと、二十二日の夜から参候せよとの奉書が実隆から届き、出座する旨の返書を送った旨が見える。

また十四日に実隆は、勸修寺教秀に書状を出している。教秀は当年に出座していないが、「今度千句無し人」のために必ず出座するようにという天皇の命を伝えたのである。またこの日には、承球が実隆を訪問している。これは和漢千句のことを申し含めるために、前日に招いていたのである。承球には和漢千句の委細を示した。

十五日には、「抑今度千句御人数和衆無し人」のため、左大臣・西園寺実遠に出座を要請するよう仰せがあり、翌十六日に実隆は雨の中を西園寺邸へと出向き、天皇の命を伝えている。十四日の勸修寺教秀への出座要請と合わせ、特に和句の連衆が不足していたことを窺わせる。また十六日に西園寺邸から内裏に戻った実隆は、千句の発句題を天皇が染筆したもののうち、天皇・伏見宮邦高親王・勝仁親王の三人を除く公卿七人の担当する題を預かっている。

十七日、実隆は千句の発句題をそれぞれへと遣わした。『実

隆公記』のこの日の条には、各百韻の題と発句作者が記されている。先に挙げたように、二月五日の時点で題と連衆の腹案を練ったものの、その後、辞退した者もいたため、発句作者に変更が見られる。最終的に定められた発句作者は、以下の通りである。題とともに挙げる。

第一百韻：鶯、御製

第二百韻：残雪、邦高親王

第三百韻：柳、葉室教忠

第四百韻：紅梅、甘露寺親長

第五百韻：蕨、三条西実隆

第六百韻：春雨、姉小路基綱

第七百韻：桜、海住山高清

第八百韻：燕、勸修寺教秀

第九百韻：梨花、西園寺実遠

第十百韻：蛙、勝仁親王

追加（平野）：花

なお十八日は、妻が実家の勸修寺邸に向いたものの、実隆は体調不良で同行しなかった。『実隆公記』九月二十六日から二十九日の紙背には、以下のような女房奉書がある。

この御れうしよろこびおぼしめし候へども、御すんぼうに一すんばかりみじかく候て、御よぶにたち候はず候ほどに、返しつかわされ候。御むしけ心もとなくおぼしめし候、こんをすごされ候はで、千くのみへにやうじやう候べく候よし、よく申とて候、かしこ

又御事

趣旨は、実隆が用意した料紙の寸法が短すぎたために差し戻

すということだが、後半は、実隆の体調不良（『実隆公記』には「歓楽」（病気）としか記されていないが、虫気すなわち腹痛であつたらしい）を氣遣う文面である。酒を飲み過ぎず、よく養生して千句に備えてほしいと伝えている。御会の常連で、和漢千句興行の連絡役も務める実隆に対する親しさが窺われる。

二十日に実隆は参内して、和漢千句について天皇と語り合い、実隆が出句する第五百韻の発句を決めた。午刻に退出した後、承球が来た。『実隆公記』に欠字があるため文意が取れない箇所があるが、承球は和漢千句御会に参仕する際の服装について相談しているようだ。また、この日から七日間、代理の者に聖廟（北野社）に参詣させることになった。

二十二日の晩に、翌日からの和漢千句に備え、連衆が御前に参上した。発句は十七日に下された書状によつて、各々の連衆が既に用意している。入韻句と第三句をこの夜、当座で出句した。瑞要は第二百韻の時に所労のために退出した（『親長卿記』）。また『親長卿記』によると、発句から第三句までを御前で記録したのは、親長であつた。

二十三日の暁から第一百韻が始まる。この日は第四百韻まで。『実隆公記』によると、第一百韻の執筆は実隆が務めた。『親長卿記』には、この日、姉小路基綱・東坊城和長も執筆を務めたことが記されている。また『親長卿記』には、朝夕の食事は御所で用意されたこと、蘭坡たち僧は和長の宿所で粥を食べたこと、僧たちには昼に点心が用意されたこと、左大臣である西園寺実遠は清涼殿の鬼の間で、薄以量の役送で食事を撰つたことも記されている。天皇以下皇族は、それぞれの御所で食事を

撰つた（『お湯殿の上日記』）。

二十四日は第五百韻から第七百韻まで。

二十五日は第八百韻から第十百韻、そして追加の平野法楽一折が詠まれた。『お湯殿の上日記』には、「あす、かすがまつりにて、御神事はじまるべきにて、御きづまりなるに、されどもする／＼とはやくはてさせたまふ」とある。翌日の春日祭神事に向けて天皇には焦りがあつたが、順調に千句が終功した安堵が漂う。なお、和漢千句が巻かれた三日間は、いずれも晴天であつた。

千句が終功した後、中院通秀の『十輪院内府記』二十六日条には、高清から装束が返送されてきたとある。和漢千句に参候するための装束を貸していたのであろうか。また、「発句・脇・第三書様写し之返遣」とあるので、和漢千句の三つ物を高清から写させてもらったことも知られる。立て続けに実隆から書信があり、「御千句無為之由告之、邂逅勅願被遂果之条、珍重々々」と、和漢千句が無事に終功したことを聞いて喜んでいゝ。和漢千句に出座はしていないものの、無関心ではいらなかった通秀の心境を窺わせる。

二十七日、実隆等の執筆が天皇に召されて参内し、誤りや差し合いを訂正させられている。三月一日にも実隆は参内し、和漢千句の懐紙を少々訂正するよう命じられている。『お湯殿の上日記』には「御くわあしなをし」ことに侍従中納言めす」と実隆しか記されていないので、この日は実隆のみであつたらしい。『実隆公記』文明十六年十月十九日から二十二日、同二十三日から二十五日の紙背文書には、以下のような女房奉書がある。

御千句のだい、「池にをの」と候に「をひえ」とあねがこ

うぢつけて候、わろく候はゞなをさせられ候べく候。さりながら大ひえの心にて候はゞ、くるしく候まじく候とおぼしめし候。なをし候はんずるにて候はゞ、あすの御ばんに、御なをし候へと申とて候、かしこ

侍従中納言どのへ

この女房奉書が二月二十六日のものか、二月二十九日のものは分らないが、姉小路基綱の付合を訂正するよう指示している。付合について天皇が細かに目配りを及ぼしていたことが窺われるのである。

三月七日、禁裏では月次外様和漢聯句御会が巻かれた。この御会の終わった後、海住山高清と実隆が和漢千句の清書を作り、校合している。近衛政家の『後法興院記』三月八日条によると、外様御会の後、和漢千句を見るよう天皇から言われ、八日に禁裏から懐紙が下されたのであるので、出来上がった清書懐紙を早速、政家につつたと見られる。翌九日、政家は禁裏に懐紙を返している。なお実隆は八日に、前日に作った清書を書写させてほしいと天皇に申し出、九日に書写し終わっている。政家から返された清書懐紙を書したのである。

二、千句連歌から和漢千句へ

以上、本和漢千句の成立過程を記録類から辿ってきた。では、和漢千句という先例を見ない形式の催しは、どのような背景から生まれたものであったのだろうか。

本和漢千句が聖廟・北野社への法楽千句として企画されたものであることは、『実隆公記』二月二十日条に「自今日七ヶ

日令詣代官於聖廟、致懇祈者⁽⁶²⁾とあることから明らかである。北野社は古来、詩歌による託宣が多く詩歌に関わる神として崇敬されていたが、次第に連歌の神として信仰されるようになる⁽⁶⁷⁾。『菟玖波集』第七神祇連歌の巻頭は、夢想による天神・道真の安楽寺託宣連歌であり、巻軸は撰者・二条良基の次の句である。

むまれしも父母なしとさく比に

名は菅原の神のみやでら⁽⁶²⁾

筑波の道・連歌の神として北野社を称揚する意識は、『菟玖波集』から強く表れているのである⁽⁶⁸⁾。さらに同集・巻二十発句には「文保の比宿願にて、北野社年毎の千句、最初の発句に」⁽²¹⁴³⁾の詞書で救済の句が収められており、文保（一一三七—一一三九）の頃に救済が毎年、北野社法楽の千句連歌を詠んでいたことも知られる⁽²¹³³⁾素阿・⁽²¹³⁴⁾南仏・⁽²¹⁴⁴⁾永運の発句も詞書によると救済北野社千句連歌での作である⁽⁶⁹⁾。また現存する最古の完備した千句連歌である『紫野千句』も北野社法楽である。永享五年（一四三四）二月には、足利義教・九条教満・一条兼良ら公武揃つての「北野社万句」も興行されている。千句・万句に限らず、百韻にも法楽の性格はあるが、千句・万句の大きな形式になると、法楽・祈禱・追善といった宗教的性格は顕著になる⁽⁷⁰⁾。

後土御門天皇禁裏では、毎年二月二十五日と六月二十五日に北野法楽連歌御会が行われていたが、文明十年（一四七八）六月からは二十五日に連歌御会が開かれることが定例となる。月次連歌御会の式日を菅原道真の命日（二月二十五日）に定める点に、すでに北野社信仰への深い傾倒が表れている。

なお後土御門天皇は、本和漢千句に先立ち、文明十三年二月二十三日から二十五日に、北野法楽千句連歌を催している。千句連歌御会は後小松院仙洞で行われたことがあったとはいえ、禁裏において行われたのは初めてであった可能性が高い¹¹⁰。

その後、翌十四年二月二十三日から二十五日にも同様に北野法楽千句連歌を巻いている。文明十五年二月には法楽連歌は巻かれておらず、二月十九日に内侍所法楽千首統歌が行われ、六月二十五日に法楽の連歌と連句二百韻が巻かれている（いずれの社への法楽かは記録に無く不詳である）。二年続いた北野社法楽千句連歌の趣向を変え、十五年度は内侍所法楽千首統歌と六月の連歌・連句二百韻を催したが、十六年度は再び北野社法楽に戻した。但しそれを和漢千句として企画したと考えられるのである。以降、後土御門天皇は、晩年まで千句連歌を繰り返し興行しているが、中には独吟百韻を十人に各々詠進させて、それを合わせた千句連歌（文明十八年四月二十五日・文明十九年六月二十四〜二十五日）も見られる。無論、通常の形式での千句連歌が多いが、様々な試みを盛り込んだ千句連歌も企画しているのである。本和漢千句も、そのような新機軸の千句連歌として位置づけられる。

本和漢千句が千句連歌の変種として企画したものであることは、それぞれの百韻に題が賦されている¹¹¹ことにも明らかである。通常、和漢聯句の場合、「和漢」であること自体が賦物に相当する扱いであり、端書にも「和漢」と記すのが慣わしである。本和漢千句でも懐紙では慣習に従って「和漢」と記すのみであるが、『実隆公記』『親長卿記』から、それぞれの百韻に題が課されていたことが判明する。これは、千句連歌でそれぞれの百

韻を賦物を変えて詠むのに相当する。千句連歌の場合は、必ずしも賦物が当座の季に関わるものばかりではなく四季題を取ることもあるが、本和漢千句では二月下旬という盛春の季を強く意識した題ばかりである。中でも、第八百韻の燕や第九百韻の梨花という漢の要素の強いものは、和漢聯句ならではの題であろう。

文明十一年以降、後土御門天皇は和漢聯句に積極的に取り組み始めた。多い時には、一ヶ月の間に五度・六度と和漢聯句を巻く月もあった。文明十三年からは、次節で述べるように、月次外様和漢聯句御会も催されている。和漢聯句に対する並々ならぬ熱狂が、先例を見ない和漢千句という企画を生んだのであった。なお、明確に法楽の目的で興行する和漢聯句も、管見では本和漢千句が初めてである。本和漢千句の後、後土御門天皇は、長享三年（一四八九）六月二十五日天神名号の法楽和漢百韻、延徳三年（一四九一）五月二十二日北野社法楽和漢百韻、明応六年（一四九七）十一月三十日に夢想の北野社法楽和漢百韻を巻いている。本和漢千句は、和漢千句の濫觴としてのみならず、法楽和漢の先蹤としても注目される。連歌の有する法楽の性質を和漢聯句にも組み込んだのは、和漢聯句を連歌と等しいものとして扱い、同等の位置へと引き上げることになったとも考えられるのである。

小森崇弘氏は、法楽御会の隆盛が千句連句文芸御会の恒例化に関わることを指摘し、千句連句文芸御会を後土御門天皇禁裏文芸壇の一つの頂点として位置づけている¹¹²。千句連句文芸と和漢聯句という、後土御門天皇が禁裏文芸の中に組み込んだ二つの形式が交差する本和漢千句は、後土御門天皇禁裏の文芸

として、その特徴が表出した催しといえるのである。

三、連衆から見る催しの性格

次に、本和漢千句の連衆について見てみよう。禅僧については、朝倉尚「禁裏連句連歌御会と禅僧——文明後半・長享・延徳・明応期を中心として——」（『連歌と中世文芸』昭52・角川書店）と玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（昭58・講談社）を参照した。また天理大学附属天理図書館綿屋文庫蔵『物名連歌』所収「和漢千句 第三迄書」により、発・入韻・三句までの作者が判明するので、それを記す。なお本和漢千句は第五百韻・第十百韻のそれぞれ初〜三折までしか現存しないが、第五と第十百韻の判明している和・漢句の出句数を示す。

無記（御製）…後土御門天皇。四十三歳。第一・追加の発句、第二の入韻句、第六・第九の第三句。第五和5漢3、第十和6漢3。

親王御方 …勝仁親王。後の後柏原天皇。二十一歳。第十の発句、第一の第三句。第五和7、第十和4。

式部卿宮 …伏見宮邦高親王。後土御門天皇の猶子。二十九歳。第二の発句、第五の第三句。第五和4、第十和3。

左大臣 …西園寺実遠。従一位左大臣。五十一歳。第九の発句、第三の第三句。第五和5、第十和5。
帥 …葉室教忠。正二位前権大納言。権帥。六十二歳。第三の発句、第七の第三句。第五和4、第十和4。

勸修寺大納言…勸修寺教秀。正二位権大納言。五十九歳。第八の発句、第十の第三句。第五和2、第十和3漢2。

海住山大納言…海住山高清。従二位権大納言。五十九歳。第七の発句、追加の入韻句。第五和2漢2、第十和4漢2。

按察 …甘露寺親長。正二位前権中納言。按察使。六十一歳。第四の発句、追加の第三句。第五和4、第十和3漢1。

侍従中納言…三条西実隆。従三位権中納言。侍従。三十歳。第五の発句、第四の入韻句。第五和4漢2、第十和4漢2。

姉小路宰相…姉小路基綱。従三位参議。四十四歳。第六の発句、第七の入韻句。第五和3漢1、第十漢2。

和長 …東坊城和長。正四位侍従、文章博士。二十五歳。第六の入韻句。第五和1、第十漢1。
卜部兼致 …神祇管領長上。二十七歳。第十漢3。

就山 …就山永崇。相国寺常德院聯輝軒主。伏見宮貞常親王の子、邦高親王・宗貴の同母兄弟。二十三歳。第九の入韻句、第二の第三句。第五漢2、第十漢4。

宗山 …宗山等貴。相国寺常德院万松軒主。伏見宮貞常親王の子、邦高親王・就山永崇の同母弟。二十一歳。第十の入韻句、第四の第三句。第五漢6、第十和1漢4。

蘭坡

…蘭坡景菴。南禪寺上生院塔主、相國寺住持。六十八歳もしくは六十六歳。第一の入韻句、第八の第三句。第五漢9、第十漢7。

瑞要…

…笠関瑞要。大光明寺住持。『親長卿記』二月二十二日条によると「自二百韻之時 俄所二勞、仍横出了」とあり、第二百韻の中途で退出したという。第八の入韻句。

承英

…文苑承英。大通院院主。首座。庭田氏出身。庭田盈子を母とする邦高親王・就山・宗山とは従兄弟にあたる。第三の入韻句。第五漢2、第十漢2。

正彝

…道号不明（天祐正彝か）。文明十五年十一月十日の月次連句御会が初参。蘭坡の法嗣。蔵主。第五の入韻句。第五漢4、第十漢4。

承球

…季玉承球。文明十五年二月十一日夢想法衆連句御会が初参。大沢氏出身。蔵主。第五漢6、第十漢4。

本和漢千句の連衆の特徴は、禪僧が参加していることである。『親長卿記』二月二十二日条で親長が「公宴之時黒衣参仕、希代事也」と記すように、黒衣の僧が御会に出座することは、きわめて稀なことであった。しかし、続けて「近事如」此。座列僧俗相交也」とあることから、後土御門天皇禁裏御会においては、僧侶と俗人が座を共有することはしばしばあったのである。但しそれが可能なのは、あくまでも内々の私的な御会であった。しかし和漢千句の場合は、常の内々御会とは異なり、千句という大規模な催しで、晴儀の性格が濃い。それゆえ、親長も僧が

参加することに違和感を表したのである。第一節に前述したように、承球が実隆のもとを訪れ談合しているのも、晴儀の御会に僧が参加するという異例の事態に備えてのものであった。

撰関・大臣らも連衆として加わる最も格式の高い外様御会には、黒衣の僧は参仕することができない。本和漢千句に僧が出座するのは、法衆目的かつ大規模な御会とはいえ、あくまでも天皇が私的に催した御会だということを示している。本和漢千句があくまでも内々の御会であるのは、公家の連衆からも判断できる。ここに出席する公家たちは、左大臣・西園寺実遠を除き、内々御会の常連である納言以下の中流の公家である。これは、文明十三年・翌十四年の北野社法衆千句連歌も同様である。実遠は先立つ二度の千句連歌に出席しておらず、禁裏千句文芸に参加するのは初めてであった。

後土御門天皇の禁裏御会は、基本的に小番衆、中でも内々衆をメンバーとする。天皇の居所近くの内々で小番（日勤・宿直）をするのが内々衆で、一定の場所よりも内々に立ち入れないのが外様衆である。ちなみに本和漢千句の連衆のうち、厳密な意味で内々衆と呼べる内々小番は実隆と甘露寺親長だけで、勸修寺教秀・葉室教忠・姉小路基綱・東坊城和長・卜部兼致は外様小番である。なお海住山高清は不明^{十三}である。また、小番は撰家・清華家の公家は免除されている。つまり小番衆、中でも内々衆は天皇の身辺近くに仕える近臣で、後土御門天皇は近臣たちとの緊密な関係の中で連歌・和漢聯句御会を開いていたのであり、内々衆こそが禁裏御会の中核なのである。このような後土御門天皇の禁裏御会の性質は、歴史学の立場からも注目されている^{十三}。

こうした状況では、天皇主催の御会に高位の公家は立ち入れない。大臣以上は、内々御会の連衆とはなりえないのである。しかし、本和漢千句には左大臣・西園寺実遠が出席している。

実遠の出席は、本和漢千句が内々衆と禅僧を中心メンバーとするという特徴と食い違うが、『実隆公記』二月十五日条に「今度千句御人数和衆無_レ人」とあるように、和句の連衆が不足していたため、特別に招集したのである。実遠は文明十三年七月二日から始まった外様月次和漢聯句御会を、近衛政家とともに天皇に申し入れ、開催を推進した人物である。先述したように、大臣以上が内々の御会に参加することができなかった状況から、政家と実遠は、内々衆のみで開かれる御会だけではなく、高位の公家も加われる御会を熱心に求めたのである(『宣胤卿記』文明十三年七月二日条に「関白(稿者注、政家)、右府(同、実遠)等頻被_レ申之故也」とある)。但し、実遠の要請の背景には、政治的配慮だけではなく、連歌・和漢聯句に対する熱意もあったらしい。文明十二年八月二十一日の連歌御会では、自ら申沙汰(費用負担)を務めており、文明十三年九月の月次連歌御会には、内大臣・大炊御門信量と共に連衆として、ただ一度だけ参加している。これも小番衆のみが連衆となる月次連歌御会への、大臣格の者としては異例の出席である^{四五}。本和漢千句に、他の高位の公家ではなく実遠の出席が要請されたのも、実遠の和漢聯句に対する熱意を汲んでのものであったのかもしれない^{四五}。

但し実遠の立場は、あくまでも内々御会の特別なゲストと位置づけるのが適当である。実遠と政家が開催を要望した外様御会は、身分や格式に厳格に縛られる公儀の会である。しかし、

黒衣の僧は、俗界の身分・秩序体系に属さない。僧(出席を辞退したとはいえ、招集された肖柏も遁世者である)をも連衆に加えての御会は、それがたとえ法衆千句という大規模な催しであったとしても、格式・慣例に縛られない内々の御会として企画した後土御門天皇の姿勢を示している。

また、王朝から連綿と続く歴史を有し、公式文芸としての位置を確立した和歌よりも、連歌や和漢聯句・連句を好んだのが後土御門天皇であった。身分・秩序体系を強く意識しなくてはならなかった和歌に比べ、連句文芸には秩序に縛られずに済む自由さがあつた^{四五}。しかしたとえ連句文芸であつても外様御会は格式が高く、制約が多い。そこで自由度の高い内々御会が、後土御門天皇のアイデアを実行する場として機能したと考えられるのである。

本和漢千句は、小番衆と禅僧を連衆とするものであるという点から、法衆千句連句文芸を頂点とする後土御門天皇の禁裏文芸の中核が内々御会の連衆であることを示す格好の例である。そして、後土御門天皇が禁裏文芸において新たな試みを打ち出す時、内々御会がその場となったこと、そうした場においては家格の高い高位の公家は基本的にゲストの位置付けであつたという側面も、本和漢千句に表れているのである。

四、諸本

なお、本和漢千句の本文は断片的にしか伝わらない。第五百韻は宮内庁書陵部蔵『和漢聯句八箇度』(456―46)に、第十百韻は同蔵『賦物連歌一』(桂宮本456―50)に収められているが、

いずれも名残折を欠いた状態で、初〜三折までの七十八句を残している。どちらも孤本で、興行の後に作成された清書懷紙であり、打曇の雁皮紙が料紙として用いられている。第五・第一百韻、ともに三条西実隆筆。料紙の大きさは、第五百韻は、縦17・2 cm、横53・9 cm、第一百韻は、縦18・0 cm、横53・8 cmで、おおよそ同じくらいの大さきである。

第一百韻の本文は、京都大学国文学研究室・中国文学研究室編『室町前期和漢聯句作品集』(平20・臨川書店)に、作品番号「二五」として翻刻が収められているが、第五百韻は同書に収載されていない。第五百韻は、『和漢聯句 八箇度』(56―46)としてまとめられている八種の和漢百韻のうちの一であり、この『和漢聯句 八箇度』所収の他の七種の和漢聯句は同書に全て収められているので、本来は収載するつもりであったものが、漏れ落ちたものと推測される。

いずれは補遺がまとめられることもあると思われるが、この「和漢千句 第五百韻」については、以後、近世まで続く和漢千句という形式の濫觴にあたること、応仁・文明の乱後に花開いた後土御門天皇禁裏における文芸活動の中でも大きな催しであること、など文学史上の意義を考えて、翻刻を付載する。

また、第五・第一百韻以外の百韻について、発句から第三句までの句と作者を知りうる資料として、天理大学附属天理図書館蔵『物名連歌』所収「和漢千句 第三迄書」(以下、「第三迄書」と略)と、『親長卿記』文明十六年二月二十二日条の三つ物を記録した箇所がある。この三つ物も資料として翻刻を付す。

但し、詳細は後掲の翻刻を参照されたいが、ごく短い本文にもかかわらず、数多くの本文異同がある。『十輪院内府記』に

よると中院通秀は、海住山高清から三つ物の記録を借りて書写しているし、『親長卿記』にも三つ物の記録があるから、「和漢千句 第三迄書」も、元来はこうした記録を書写したものであったのだろう。作者名の記載の違いなどから、親長以外の連衆による記録と推測される。本文異同については、本和漢千句の連衆であるのみならず、『親長卿記』に「入韻第三等当座也、予於御前書之」と記すように御前で記録を勤めた親長の『親長卿記』の本文を優先するべきであると思われる。しかし『親長卿記』は第八百韻の発句を欠いている。さらには、第四百韻の発句作者を「親王」とするが、これは『実隆公記』の記述と食い違う。第四百韻の発句作者は、『実隆公記』によると親長であり、他ならぬ親長自身が記録を誤るとは考えにくい。しかし、『親長卿記』に従うと、勝仁親王が第四・第一百韻の二度の発句作者を務めたことになるのが不審である。これは、『親長卿記』では自身の名を「親長」と記していたのを、書写の過程で「親王」と誤写が起ったものと推測されるのである(追加第三句の作者を、筑波大学附属図書館蔵本では「親王」を見せ消らし「親長イ」と訂正しているのも、同様の誤写が行っていることを示している)。

『親長卿記』の書写の過程で、本文に乱れが生じていること、「第三迄書」がその欠を補う本文を有すること、またこの資料の翻刻が無いことから、本稿では「第三迄書」を底本とし、『親長卿記』との異同を示すこととする。

なお、「第三迄書」には、追加の後に以下の発句・入韻句が記されている。

当座

落葉して置霜かろき梢哉御

寒 岩 献 緑 松 大和

文明十六年二月廿四日

第五

和漢聯句

但し、二月二十五日に和漢千句が終功して追加も終わった後、当座で更に和漢が巻かれたというのは、『お湯殿の上日記』『実隆公記』『親長卿記』の記録に見られない。しかもこの当座の御製発句「落葉して置霜かろき梢哉」は、明らかに晩秋から初冬の句であり、二月下旬という盛春に催された本和漢千句とは季節が食い違う。また『お湯殿の上日記』によると、翌日の春日祭の神事が始まるために時間を気にしていたことが窺われ、そのような状況で当座の和漢が予定外に巻かれるとは考えにくい。こうした点から、この当座の発句・入韻句は、別の折のものが混入したものと推測されるため、翻刻からは除いた。

五、「文明十六年二月和漢千句 第五百韻」翻刻

【翻刻凡例】

- ・底本には宮内庁書陵部蔵『和漢聯句 八箇度』（456―46）所収本を用いた。なお底本は、懐紙を紙継りで仮綴。縦17・2 cm、横53・9 cm（初折）。料紙は打曇装飾を施した雁皮紙。初折から三折まで現存している。
- ・句頭にわたくしに通し番号を振った。
- ・漢字は通行の字体で統一した。
- ・紙移りは、連歌懐紙における通用の名称を用い、『初才』のように示す。

【本文】

〈下平声二篇韻〉

- | | | | |
|----|-----------------|--|--|
| 20 | たゝひとへなるあしかきのうち | | |
| 19 | 涼しくも篷屋の月の影ふけて | | |
| 18 | 沙 明 夜 泛 瀟 | | |
| 17 | 雲 碧 昼 遊 越 | | |
| 16 | 萩のにしきは露のたてぬき | | |
| 15 | 虫 機 愁 幾 緒 | | |
| 14 | 秋のおもひもふかき野の宮 | | |
| 13 | 人もなき森の木陰は物さひて | | |
| 12 | やとりをとるかからすなく声 | | |
| 11 | 向 晚 山 先 睡 | | |
| 10 | 吟 帽 望 村 遙 | | |
| 9 | 緩 筇 駆 景 美 | | |
| 8 | 回 風 大 雅 韶 | | |
| 7 | 投 澗 平 安 字 | | |
| 6 | あとやはるけき雁のくる空 | | |
| 5 | 故郷の秋の面影いかならん | | |
| 4 | 雲またえ／＼月のこるみゆ | | |
| 3 | あけわたりたかねに春の雨はれて | | |
| 2 | 山 青 覚 雪 消 | | |
| 1 | 蕨おふる野は紫の苔地かな | | |
-
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|------|--------|------|---|----|----|--------|----|----|-----|-------|----|--------|----|-------|----|
| 侍従中納言 | 正彝 | 式部卿宮 | 勸修寺大納言 | 親王御方 | 帥 | 宗山 | 蘭坡 | 海住山大納言 | 就山 | 按察 | 左大臣 | 姉小路宰相 | 承英 | 海住山大納言 | 承球 | 侍従中納言 | 和長 |
|-------|----|------|--------|------|---|----|----|--------|----|----|-----|-------|----|--------|----|-------|----|

- 21 ちらぬより風にまちかき花はうし
親王御方
「初ウ
- 22 春にころのうかれ行ころ
按察
「初ウ
- 23 鞭蛙堪作馬
正彝
- 24 諱麿若何鶉
蘭坡
- 25 霜印歳寒柏
承球
- 26 秋摧時雨蕉
海住山大納言
- 27 月を見は夢もややかてやふれまし
按察
- 28 貯夏送永宵
蘭坡
- 29 雲南誰作鬼
侍從中納言
- 30 あすかの寺そあれて久しき
親王御方
- 31 鐘やまたけふもくれぬとつけぬらん
帥
- 32 春もいまはのどりの声／＼
宗山
- 33 雑霞花亦雪
宗山
- 34 添暖竹無颺
承英
- 35 堀息覽輝鳳
承球
- 36 戸垂報喜蛸
「二才
侍從中納言
- 37 くへきよひまつ夜の袖をまきほして
左大臣
- 38 そらたきものも人やとかめん
式部卿宮
- 39 一枝を手折てかへる菊の花
宗山
- 40 山路の秋そわきてさひぬる
蘭坡
- 41 断腸猿笛冷
親王御方
- 42 露脛鶴裘飄
勸修寺大納言
- 43 霜かろき入江のあしやさやくらん
姉小路宰相
- 44 こほるか浪の音はきこえず
正彝
- 45 鼓舷漁曲答
正彝
- 46 食鼎相材調
正彝
- 47 宅足養紅葉
蘭坡
- 48 隱堪甘白茗
承球
- 49 ちりの世を心にふかくはらひきて
侍從中納言
- 50 身にはつもれるつみもあらしな
「二ウ
- 51 黍粟もくはておこなふ墨の袖
帥
- 52 午過寺寂寥
宗山
- 53 鶏やときをさしてもしらすらん
親王御方
- 54 龍田の山そ色かはりぬる
式部卿宮
- 55 秋なからはつ瀬の檜はらあをやかに
左大臣
- 56 霧まにたかき河音の雨
帥
- 57 いつはりと聞より袖のまつぬれて
姉小路宰相
- 58 何日慰無聊
就山
- 59 直贖長門賦
承球
- 60 哀伝故郢謡
蘭坡
- 61 泰平方在雀
蘭坡
- 62 章甫已成貂
左大臣
- 63 おき出る庭には星をいたゞきて
親王御方
- 64 雲井の月そあかす入ぬる
「三才
- 65 ひとりねもうしとや秋にかこたまし
按察
- 66 葬与妾顔凋
承球
- 67 艶旭移蘆影
蘭坡
- 68 清時記玉条
宗山
- 69 まつりことおさまる風をつたへきて
海住山大納言
- 70 もろこし船も御調をやつむ
姉小路宰相
- 71 旅の空遠きたよりをまつらかた
式部卿宮
- 72 晚来誰問潮
宗山

- 73 桑 枯 重 産 尹
 74 韭 茁 再 逢 堯
 75 溪陰は中くやすきすま居にて
 76 軒はの山に薪をそとる
 77 とをく行みちはたえつゝ雪ふかみ
 78 氷れる月も影はとまらず
- 蘭坡
 正彝
 侍従中納言
 左大臣
 親王御方「三ウ

六、「和漢千句 第三迄書」翻刻

【翻刻凡例】

- ・底本には、天理大学附属天理図書館蔵『物名連歌』（綿屋文庫れ4・2・29）所収本を用いる（天理大学附属天理図書館蔵マイクロフイツシュに依る）。
- ・対校本には、筑波大学附属図書館蔵本『親長卿記』（ヨ216—78、国文学研究資料館蔵マイクロ資料〈6—199—1、N793〉に依る）文明十六年二月二十二日条を用いる。
- ・底本と対校本に異なる箇所「*」と通し番号を付け、各百韻の第三句の後に対校本による本文を、【親】の略称に続けて示した。
- ・末尾に賦された「当座」二句は、別の折のものが混入したものと考え、翻刻からは削除した。

【本文】
 和漢千句 第三迄書

*端書：【親】ナシ

第*1
 鶯

- 鶯のなく野へちかき宮居哉
 花開有瑞籬
 かすむるも四方に隠す影さして
 *1第一鶯：【親】第一 *2御製：【親】ナシ
 *3開：【親】困 *4隠す影さして：【親】へたてぬ影さえて
- 御製
 蘭坡

第*5
 残雪

- 春寒し霞や消る嶺の雪
 雁帰山更鮮
 読書僅日永
 *5第二残雪：【親】第二 *6式部卿：【親】式部卿親
 *7僅：【親】忘 *8永：【親】長
- 式部卿
 就山

第*9
 柳

- やとりきて鳥さへ眠る柳哉
 煙暖帯晴園
 庭の雪今朝吹東風に消初て
 *9第三柳：【親】第三 *10帥：【親】権帥
- 帥
 承英
 左大臣

第*11
 梅

- 風に飛梅か香深き此野哉
 簷春千里鶯
 渡江霞欲曙
 *11第四梅：【親】第四 *12哉：【親】な *13
 按察：【親】親王 *14簷：【親】管 *15実隆：【親】
- 実隆
 宗山

侍従中納言

蕨第五一〇

わらひ折野は紫の苔地かな

侍従第一三

山青 覚雪 消

式部第一九

明渡の高根に春の雨晴て

*16 第五蕨：【親】第五 *17 折：【親】おふる

*18 侍従：【親】侍従中納言 *19 式部：【親】式部

卿親王

春雨第六二〇

春ふるは木目をそむる時雨哉

基綱第二二一

含露 柳眉 新

和長第二三

燕踏 晴糸 乱

*20 第六春雨：【親】第六 *21 基綱：【親】姉小路
(宗加) *22 踏：【親】蹴 *23 (無記)：【親】

承球

桜第七二四

咲初てかすみも白し山桜

海住山大納言

露濃 群卉 芳第二五

姉小路宰相第二六

閑にも胡蝶の遊ぶ園の中

帥第二六

*24 第七桜：【親】第七 *25 卉：【親】幸第二七

*26 帥：【親】権帥

燕第八二七

釣簾ちかく春日に終る燕かな第二八

勸修寺第二八

杏紅 遮画 欄第二九

瑞要

染霞 山似 筆

蘭坡

*27 第八燕：【親】第八 *28 釣簾ちかく勸修寺：
【親】ナシ *29 紅：【親】紅第三一

梨第三〇

折人もなしはひさしき盛り哉第三一

左大臣

霞埋 浦次 来

就山

朝水とけてはるけき舟の路

は

*30 第九梨：【親】第九 *31 なしは：【親】

蛙第三二

波たぬ水に声ある蛙かな第三三

親王第三三

水自 玉池 融

宗山第三三

山帯 出霞 月

*32 第十蛙：【親】第十 *33 親王：【親】親王御方

*34 宗山：【親】宗 *35 勸修寺：【親】勸修寺大納言

言

追加第三六

九重の外山も幾重花の雲第三七

日長 林亦 霞

かへり行空に長閑き鳥の声

*36 追加：【親】平野 *37 雲：【親】春第三八

海住第三三

按察第三四

*38 海

住…【親】海住山大納言 *39 按察…【親】親長イ（親王）

【注】

- (一) 両角倉一「和漢連句おぼえがき——作者層の変遷と連歌への二、三の影響——」『未定稿』6、昭34・4、拙稿「和漢聯句——後土御門天皇の内々御会をめぐって」『アジア遊学』155 もう一つの古典知——前近代日本の知の可能性』平24・勉誠出版
- (二) 齋藤清衛「支那文学同化の過程に関する一考察——特に東山時代の和漢聯句を中心にして——」『国語と国文学』15—4、昭13・4
- (三) 國米秀明「漢和聯句・和漢聯句について——付、漢和聯句・和漢聯句張行年表（文明七年〜長享二年）并、文明十三年和漢聯句連衆表——」『国文学論叢』30、昭60・3、小森崇弘『戦国期禁裏と公家社会の文化史——後土御門天皇期を中心に——』（平22・小森崇弘君著書刊行委員会）第一部第一章「後土御門天皇の月次連句文芸御会と公家」に詳しい。また、稿者も「漢和聯句と後土御門天皇の文明期連歌壇」『文明十四年三月二十六日 漢和百韻譯注』（平19・勉誠出版）所収）において考察したことがある。
- (四) 朝倉尚「連句連歌会の形態——「実隆公記」を中心に——」（連歌とその周辺）昭42・広島中世文芸研究会
- (五) 深沢真二『「和漢」の世界——和漢聯句の基礎的研究——』（平22・清文堂出版）第一部第三章「桃山時代の和漢聯句」・第二部第三章「『眠齋集和語対類』考」に詳しい。
- (六) 前掲注（二）齋藤論文、注（四）朝倉論文、注（五）深沢著書第一部第一章「和漢聯句の世界」

(七) 『伊地知鐵男著作集Ⅱ（連歌・連歌史）』（平8・汲古書院）所収「北野信仰と連歌」

(八) 金子金治郎「菟玖波集の成立と北野信仰」『連歌俳諧研究』25、昭38・7）

(九) 島津忠夫著作集第二卷『連歌』（平15・和泉書院）第二章三「千句連歌の興行とその変遷」

(十) 前掲注（三）小森著書第三部第一章「後土御門天皇連句文芸御会の歴史的位相」に指摘がある。

(十一) 前掲注（三）小森著書第三部第一章「後土御門天皇連句文芸御会の歴史的位相」

(十二) 禁裏小番の内々と外様の別は、『実隆公記』長享二年十月四日条参照。

(十三) 酒井信彦「戦国時代における朝廷の文化活動——後土御門天皇在位期の文芸的御会——」『儀礼文化』37、平18、前掲注（三）小森著書第一部第一章「後土御門天皇の月次連句文芸御会と公家」

(十四) 前掲注（三）小森著書第一部第一章「後土御門天皇の月次連句文芸御会と公家」

(十五) 近衛政家も自邸で和漢聯句を月次で巻いており、和漢聯句に熱心に取り組んでいた人物であった。しかし、文明十四年閏七月二十一日の御会で、恒例の一献の際、断酒精進を理由に天皇の酌を受けず天皇が激怒し、外様和漢聯句御会が停止された経緯がある。政家よりも実遠の方が潤滑な関係であったと推測される。

(十六) 前掲注（三）小森著書第一部補論「応仁・文明の乱後の禁裏文芸壇と足利將軍家」と歌晴御会の挫折と千句連句文芸御会の隆盛」

論文中の本文引用は、以下の資料に依る。返り点・濁点はわたくしに付した。『実隆公記』：『実隆公記』（統群書類従完成会大洋社）、『親長卿記』：筑波大学附属図書館蔵本（ヨ216―78、国文学研究資料館蔵マイクロ資料（6―199―1、N793）に依る）、『お湯殿の上日記』：統群書類従・補遺三『お湯殿の上の日記（一）』（訂正三版・昭32・統群書類従完成会）、『十輪院内府記』：史料纂集『十輪院内府記』（昭47・統群書類従完成会）、『菟玖波集』：金子金治郎『菟玖波集の研究』（昭40・風間書房）所収広島大学蔵安藤野雁旧蔵本

〔付記〕

第五百韻の翻刻には、楊昆鵬氏の協力を得ました。厚く御礼を申し上げます。

なお本稿は、科学研究費補助金（若手研究B・255770100）による成果の一部である。

（こ）やま じゅんこ・国文学研究資料館・総合研究大学院大学准教授